

県北広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年1月24日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 普代小屋瀬線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡普代村第29地割字芦渡48番1地先から70番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成29年1月24日から同年2月24日まで